

イスラエル国 (State of Israel)

通 信

I 監督機関等

通信省 (MoC)

Ministry of Communications

Tel.	+972 2 624 0321
URL	https://www.gov.il/he/Departments/ministry_of_communications
所在地	23 Jaffa St., Jerusalem, ISRAEL
幹 部	David Amsalm (大臣/Minister)

所掌事務

1971年に設立され、電気通信政策及び規則の策定、電気通信基盤の開発、電気通信事業者の規制監督、旧国営通信事業者 Israel Telecommunication Corporation (Bezeq) の料金体系の設定及び会計監査、周波数管理、ケーブルテレビ・サービスの規制監督、電気通信機器の認証等を所掌する。

II 法令

1982年通信法 (Communications Law 1982 (Telecommunications and Broadcasting))

通信サービスや通信機器（仕様や型認証等）にかかわるあらゆる規制を制定する基本法令。2001年の改正では、ケーブルテレビ事業者の事業基準、アンバンドリング、電気通信基盤事業とコンテンツ事業の分離等を規定している。2003年の改正では、更なる市場競争の促進を目指し、競争的地域通信事業者に対してユニバーサル・サービス義務 (Universal Service Obligation : USO) を課すことなく、事業免許を付与するとした。2012年の改正では、移動体通信事業者や ISP に、加入者に有害なウェブサイトやコンテンツに関する情報を提供する義務が課された。また、有害コンテンツへのアクセスをブロックするための情報やフィルタリング・ツールを無料で提供する義務も課された。2017年から2018年の改正では、固定通信網事業者の他事業者へのアクセス提供に関する義務が追加された。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

通信事業者に対する免許付与条件は「1982年通信法」第B章が規定している。自社の通信網で電話、データ通信、インターネット・アクセスの小売及び卸売を認可される「単一般免許 (Unique General License)」は、ユニバーサル・サービス提供義務と一体化しており、固定電話部門の支配的事業者に付与される。

2013年からの免許制度改革により、2016年までに移動体通信あるいはネットワークを持たない事業者については従来の個別サービスごとの免許制度が廃止され、「一般免許」の取得により、移動体通信網運用及び移動体通信サービス、ISP、MVNO、国際通信サービスの提供が可能となった。

2 競争促進政策

(1) 相互接続

「1982年通信法」第B章5により、公衆通信網を運用する事業者はすべて他事業者からの相互接続の申し出を受け入れる態勢を整備することとされている。料金その他の条件については、MoCの指示に従う。固定通信における最新の相互接続料金改訂は2013年に実施され、1分当たりの接続料金が従来の契約ごとの許可ではなく、1年ごとにMoCが物価指数に基づいて規定すると定められた。

(2) 卸売提供制度とMVNO促進政策

2014年1月、MoCは旧国営事業者 Bezeq のブロードバンド網基盤につき、他事業者からのアクセスを MoC の指定する料金で受け入れることを義務付ける提案を実施、2015年にはこれが発効したと発表した。2019年1月には更に、インターネット・サービス事業者に自社の光ファイバ関連機器を Bezeq の基盤上に設置する権利を認めている。また、2017年から2018年の通信法改正では、固定通信網事業者すべてに同様のアクセス義務を課すことになったが、Bezeq 以外の事業者については、料金は事業者間の交渉によるとされた。2018年には、Bezeq に固定電話部門での卸売サービス開始を義務付けた。

2014年5月、MoCはLTE周波数入札条件に、落札者は移動体通信事業者すべてにサイトとアンテナを開放することを含めた。

MVNOについては、ネットワーク事業者との通信網利用条件契約は個別の交渉によるとされているが、契約条件については事前に MoC が監査し、適切な料金を指示するとされている。

(3) 番号政策

2016年8月、MoCは固定・移動番号体系の統一化計画のためのパブリック・コンサルテーションを開始した。2019年7月現在、結果は未公表であるが、この計画の一環として2018年10月にMoCは番号ポータビリティ (MNP) にかかわる事業者義務の変更を発表、2019年9月から移転手続時間を移動では30分、固

定では1時間以内と規定した。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

2018年現在、固定音声、移動音声、公衆電話及びブロードバンド接続がUSOの対象サービスであり、提供事業者は固定通信市場の既存事業者及び支配的事業者、移動体通信事業者とされている。ユニバーサル・サービス基金は設けられていない。

(2) 高速ブロードバンド計画

MoCは2018年に国内の高速ブロードバンド利用普及を目的とした光ファイバ網拡張計画を発表した。計画には放送分野の国営事業者に通信用途運用免許を付与し、ブロードバンド網の人口カバー義務を課し、固定通信市場の支配的事業者であるBezeq及びHOTのブロードバンド卸売サービスを義務付ける等がある。2019年2月には、この課題に関する省庁間会議が結成された。

4 ICT政策

電子政府

政府はポータルサイト「<https://www.gov.il/>」を通じて市民向けの各種オンラインサービスを実施している。

IV 関連技術の動向

電気通信機器及び無線機器に関する基準認証はMoCが行う。端末機器の型式認定については、「1982年通信法」第B章第4a部により、MoCが認可した試験場での証明書を得ることとされている。

V 事業の現状

1 固定電話

Bezeqの固定通信サービスにおける独占体制は1999年6月に終了し、数社が市内通信サービスを実施しているが、PSTN方式の固定電話市場での同社の独占は現在も事実上続いている。一般免許(Ⅲ-1の項参照)を有する事業者はVoIPサービスを提供することができ、2018年12月現在の加入者数は約83万である。VoIP加入のうち約65万がケーブル大手のHOTによるものであるが、移動体通信・ISP大手のPartnerやCellcomもサービスを提供している。

2 移動体通信

ネットワーク事業者は018Xfone、Cellcom、Partner、Golan Telecom、Bezeq子会社Pelephone、HOT子会社HOT Mobileの6社である。この6社はいずれも2015年の1800MHz帯の入札で取得した帯域でLTEサービスを実施している。LTE網については、018Xfone、Cellcom、Golan Telecomの3社、またPartner

と HOT Mobile の 2 社がそれぞれネットワーク共有契約を結んでいる。2019 年 3 月現在、ほぼ全国でサービス利用が可能になっている。2017 年には、Cellcom、Partner、Pelephone、HOT Mobile の 4 社が LTE-Advanced サービスを開始した。2019 年 3 月現在の移動電話加入者数は約 944 万で、うち約 3 割が 3G、約 6 割が LTE サービス加入である。スマートフォン普及は世界有数で、2018 年には成人の約 9 割がスマートフォンを所有している。

MVNO については、一般免許の導入後にサービスを提供している事業者は 3 社である。

3 インターネット

2019 年 3 月現在、ブロードバンド・サービス加入者数は約 265 万で、内訳では、DSL、ケーブル及び FTTx がそれぞれ、62%、27%、11%を占める。大手事業者は Bezeq、Cellcom、Partner、HOT で、この 4 社で固定ブロードバンド加入シェアの 98%を占めている。ユニバーサル・サービス事業者である Bezeq と HOT は光ファイバ網の拡張に努めており、Bezeq の基幹網は全長 3 万 1,000 km、210 万の建物に接続可能である。近年注目されるサービスには、容量無制限のフリー・クラウドやホーム・ネットワークがある。

モバイル・ブロードバンドについては、2018 年には 100 人当たりの加入者数が 106 を超えている。

VI 運営体

Bezeq

Israel Telecommunication Corporation

Tel.	+972 3 626 2600
URL	http://www.bezeq.co.il/
幹 部	Ami Barlev (社長/Regular Director)

概要

1984 年設立の旧国営事業者である。電気通信サービスすべてを提供している。国際通信・ISP、移動体通信 (Pelephone Communications)、コールセンター、多チャンネル衛星デジタル放送 Yes を完全子会社として所有する。

2018 年の売上高は前年比 4.8%減の 93 億 2,000 万 NIS であった。

放 送

I 監督機関等

1 通信省 (MoC)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

放送部門では、放送周波数管理及び衛星・ケーブルテレビ事業者の監督を所掌する。省内のケーブルテレビ・衛星放送審議会は、衛星及びケーブルを通じて提供される番組の質的規準の設定、番組制作の推進を所掌する。

2 第2テレビ・ラジオ庁

Second Authority for Television and Radio

Tel.	+972 2 655 6222
URL	http://www.rashut2.org.il/
所在地	20 Beit Hadfus St., Jerusalem, ISRAEL
幹部	Atty. Shai Babed (長官 / Director General)

所掌事務

商業放送事業者への免許付与、行動規範の決定、放送技術管理や、第2放送分野（商業放送分野）に参入する事業者の放送スケジュール、番組管理、放送倫理基準の制定と違反事業者への制裁措置決定等を行っている。

II 法令

1 1990年 第2テレビ・ラジオ庁法 (The Second Television and Radio Authority Law 1990)

商業放送の管理規定を定めている。

2 1982年 通信法 (Communications Law 1982 (Telecommunications and Broadcasting))

ケーブルテレビ・衛星放送審議会の役割のほか、メディア所有規制について規定している。

3 2014年 公共放送法 (Public Broadcasting Law 2014)

公共放送イスラエル放送協会 (Israel Broadcasting Authority : IBA) を廃止、イスラエル放送会社 (Israel Broadcasting Corporation : KAN) を設立し、IBA に代わる公共放送運営体とすることを定めている。2015年9月の改正で、IBA による公共放送事業が2016年3月に開始すること、受信料の徴収を2015年内に終了すること等を規定した。

III 政策動向

1 免許制度

メディア所有規制

2001年の「通信法」改正により、新聞社の放送事業者に対する持株割合は上限24%、合弁会社を設立した場合は上限33%と規定された。

2 公共放送関連政策

KANの番組内容は、内部に設置された倫理委員会が監査を実施している。協会の財源は政府資金と広告収入で、受信料の徴収は行われていない。

3 番組規制

「1982年通信法」により、国内の放送事業者については、収益の8~12%を国内番組制作に分配しなければならない。

4 地上デジタル放送

2008年2月に「地上デジタル放送法案」が承認され、2009年8月からDVB-T方式で放送が開始された。アナログ放送は2011年3月末に終了した。KANはDVB-T2方式での放送も実施している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

KANがヘブライ語放送のほか、アラビア語放送を含めた8チャンネルを提供している。商業ラジオ放送は、地方都市での地域放送が中心である。また、イスラエル軍が「Galei Tzahal」と「Galgalatz」の2チャンネルでニュース、音楽、時事問題等の番組を放送している。

2 テレビ

KANが3系統（総合放送、アラビア語放送及び教育放送）を実施している。商業放送にはKeshet media groupが運営する「チャンネル12」、Rashet社が運営する「チャンネル13」がある。イスラエルでは、地上波で放送された番組は、ケーブルテレビ及び衛星放送でも放送が義務付けられている。

3 衛星放送

Bezeqの子会社であるYesが、150チャンネルの配信及びVODサービスを実施している。

4 ケーブルテレビ

2001年7月にケーブルテレビ事業者に対する地域的な規制が撤廃され、自由競争となった。2017年の加入世帯数は約79万である。2003年にZahav、Matav、Tevelの主要3社が合併して設立されたHOTが市場を主導し、200余りのチャンネルが視聴可能である。

V 運営体

イスラエル放送会社（KAN）

Israel Broadcasting Corporation

Tel.	+972 2 076 8098000
URL	http://www.kan.org.il/
所在地	Wings of Eagles 23, Jerusalem, ISRAEL
幹部	Gil Omar (会長／Chairman)

概要

2014年の「公共放送法」成立と2015年の同法改正に伴い、2016年3月31日にIBAに代わる公共放送機関として設立された。通信相の指名を受けて放送倫理、デジタル化、広告放送等の委員会を主導する9名の委員が運営主体である。ラジオ8系統のほか、地上デジタルで総合放送チャンネル11、アラビア語放送チャンネル33、教育放送を実施している。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

通信省 (MoC)

(通信／Iの項参照)

周波数の管理及び無線局の免許並びに無線機器の認定を行う。

2 標準化機関

イスラエル標準化機構 (SII)

Standard Institute of Israel

Tel.	+972 3 646 5154
URL	http://www.sii.org.il/
所在地	42 Haim Levanon St., ISRAEL
幹部	Daniel Goldstein (事務局長／Director General)

所掌業務

電気通信機器を含む産業機器全般において製品の品質や安全に関する標準化を行う政府機関である。国際標準化機構及び国際電気標準会議に加盟している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

イスラエルの電波政策は、国家安全保障の観点から、周波数の分配計画、及び軍事利用周波数帯の民間利用への開放等は MoC とイスラエル防衛軍、財務省等の関係組織との連携により、策定・実施される。

2 無線局免許制度

2011年4月、1.9/2.1GHz帯の2ブロック（1ブロックは、10MHz幅×2）の3G周波数帯に対する周波数オークションが実施され、MIRS Communications、Marathon Investments、Select Communications、Golan Telecomの4社が参加した。なお、MIRS Communications以外の既存移動体通信事業者は参加が認められなかった。オークションでは、MIRS CommunicationsとMarathon Investmentsがそれぞれ7億500万NIS、7億1,000万NISで落札したが、その後Marathon Investmentsが、落札額の支払いについてイスラエル銀行から保証を得られなかったため、資格を失い、次点のSelect Communicationsが権利を得た。しかし、Select CommunicationsもMarathon Investments同様に保証が得られず、次々点のGolan Telecomに権利が移り、Golan Telecomは規定の保証金を支払ったため免許資格を得た。Golan Telecom及びMIRS Communicationsは、2012年5月からW-CDMAサービスを開始している。

更にMoCは、2015年1月に1800MHz帯のオークションを実施。既存の5社と新規の1社計6社が周波数を獲得し、オークションの総額は6,350万USDに達した。各社が獲得した周波数幅は次のとおりである。Pelephoneは15MHz、PartnerとCellcomは5MHz、HOT MobileとGolan Telecomは5MHz、新規の018Xfoneは5MHz。

5Gについては、2019年7月にMoCが700MHz帯、800MHz帯、2.6GHz帯の一部を既存事業者、3.5-3.8GHz帯の100MHz幅を既存であるか否かを問わずオークションの落札者に割り当てる入札計画を発表した。

3 電波の安全性に関する基準

環境省（Ministry of Environment Protection）により、2006年1月に「非電離放射法（Non-Ionizing Radiation Law）」で公表されている。同法に基づくイスラエルの電波の安全性基準は、国際非電離放射線防護委員会（International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection : ICNIRP）のガイドラインに準拠したものである。許容される照射については、「健康に対する照射閾値」と「環境に対する照射閾値」の二つに区分している。健康に対する照射閾値は、ICNIRPのガイドラインに定められている基準値を採用しており、環境に対する照射閾値は、健康に対する照射閾値の10%以下と規定している。